

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、県の住宅行政の総合的な実施機関として、将来を展望した住まいづくり、街づくりの先導的、政策誘導的な役割を担っている。県下の市町村と連携をとりながら、県民の住生活の向上を目指し多彩な事業を展開する。	A
組織運営	R1年度は前年度から職員数を1名(民間企業経験者)採用し、増加した。その他事業毎における兼務状況の見直しなど、組織の効率化を行っている。 県の人的関与について 公社役員である9名の理事のうち、県の人的関与として2名(非常勤・現職)が任命されている。出資比率が100%であることを考慮すると適正な割合である。	A
事業実績	住宅宅地分譲事業では、広報活動などの販売促進に力を入れ、計5区画の実績を上げた。 賃貸管理事業は公社賃貸住宅、及び賃貸施設の計画的な修繕を実施し、良好な住環境の維持に努めている。 管理受託住宅管理事業では、県及び7市1町の県営住宅及び公的賃貸住宅約12700戸を管理している。これらの窓口として、管理を一元的に効率的に行い、県民サービスの向上へ貢献している。	A
財務内容	自己資本比率(45.9%)、流動比率(214.4%)、固定長期適合率(92.5%)等の評価指標は、いずれも安全な水準であることから、良好な財務状況である。 県の財政的関与について 総収益約16.7億円のうち、その収益を県からの支出(補助金・委託費等)とするものは、約4億円であり、収益に占める県の関与の割合(約24%)は適正である。	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	長期安定経営と組織体制の確立	自己財源の有効活用、財政基盤の拡大 事業拡大にあわせた業務遂行体制整備	公的賃貸住宅の管理代行への対応のため、増員が不可欠であるが、業務見直しによる人員について配分バランスを検討する必要がある。
総合コメント 住宅宅地分譲事業について、R1年度は5区画の実績を上げた、R2年度は4区画を計画している。景気状況も踏まえ、今後も計画的な年度計画を実施していく必要がある。また、管理受託住宅管理事業では、県営住宅を約5000戸、市・町村住宅を約7700戸管理しており、これらの窓口として、管理を一元的に効率的に行い、県民サービスの向上へ貢献していく必要がある。組織体制についても、管理受託案件の増加や、事業拡大に対応できる人員体制にしていく必要がある。			